令和7年度入札契約・総合評価方式について 《建設コンサルタント業務等》(港湾空港関係)

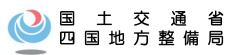
- ・本資料内での評価方法・評価表は一般的な例であるため、各業務の入札説明書を確認下さい。
- ・本資料は、下記に掲載しております。

(四国地方整備局HP>港湾空港部 > 入札·契約情報 >規則·基準·様式等)

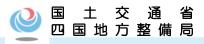
- ・ 令和7年10月1日以降の公告案件から適用します。
- ・令和6年3月25日付で低入札価格調査基準を修正しているためご留意下さい。

令和7年10月現在

四国地方整備局 港湾空港部



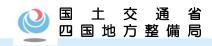
入札契約・総合評価方式の概要【目次】



※赤字は令和7年3月版からの更新

1.	建設コンサルタント業務等の選定・特定方法	P-3
2.		P-4
	ma a b 1 1a = a = 7 1	P-5
4.	建設コンサルタント業務等の発注方式選定表	P-6
5.	技術者の評価内容及び評価テーマの配点	P-8
6.	総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)	P-9
7.	実施方針の提出を省略する試行の実施	P-10
8.	技術者資格の評価項目	P-12
9.	技術者表彰の評価	P-14
١٥.	. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価	P-15
۱1.	. 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P-16
۱2.	産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方	P-17
١3.	. 参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行	P-18
۱4.	. 評価テーマに関する技術提案の様式見直し	P-19
15.	. 企業及び配置予定管理技術者の業務成績評価の細分化	P-20
16.	. 災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行)	P-21
17.	低入札価格調査基準	P-22
18.	. 総合評価落札方式(落札者の決定方法)	P-23
19.	第三者照査の試行	P-24
20.	.履行確実性の評価	P-26
21.	発注見通し等の公表	P-29
22.	. 入札時業務費内訳書の提出(試行)	P-30
23.	. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価	P-31

建設コンサルタント業務等の選定・特定方法



1) 競争参加者の設定方法

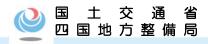
一般競争入札	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者で競争を行わせる方式
公募型・簡易公募型	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者の中から、選定評価基準に基づき 選定した者で競争を行わせる方式 (プロポーザル方式は5者以内、総合評価落札方式は10者以内を選定)
指名競争入札	発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
随意契約	競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定してその者と契約を行う方式

[※] 指名競争入札、随意契約は、原則として実施しない

2) 落札者の選定方法

プロポーザル方式	業務内容に応じて具体的な取組み方法の提示を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術 提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。
総合評価落札方式 (標準型・簡易型)	業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術 提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。
価格競争方式	予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

入札契約方式の選定



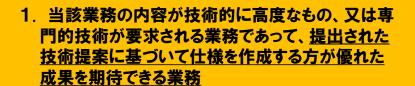
プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

	入札	方式
※政府調達に関する協定 適用額改正 (令和6年度・令和7年度)	政府調達(WTO) 対象業務	左記以外
8,100万円以上	公募型 ※	
基準額以上		
5,000万円以上	簡易公募型 ※	
	簡易公募型に	準ずる方式

- ※政府調達に関する協定第1条付属書I付表4に、除くものとして規定される業務は対象外。
 - (土木建設工事のためのエンジニアリングデザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又は これらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外)
- 注)総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。
- 注)基準額については、国物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55 年政令第300号)第3 号第1 項に規定する財務 大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためにサービス、エンジニアリング・サービスその他 の技術的サービスの調達の区分に対応する額

発注方式の選定フロー

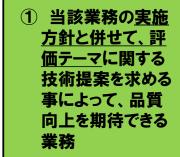






① プロポーザル方式◆実施方針+特定テーマ

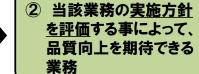
2. 事前に仕様を確定 可能であるが、入札 者の提示する技術 等によって、調達価 格の差異に比して、 事業の成果に相当 程度の差異が生ず る事が期待できる業 務





② 総合評価落札方式(標準型)価格点:技術点の割合 1:2~1:3

◆実施方針+評価テーマを評価する 評価テーマ2つ以上の場合は1:3 評価テーマ1つの場合は1:2 (業務の難易度に応じて1:3も可)





③ 総合評価落札方式(簡易型)

価格点:技術点の割合 1:1

◆実施方針を評価(評価テーマは求めない)する

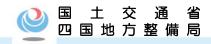


3. 入札参加要件として、一定の資格・実績・成績等を付す事によって、品質を確保できる業務



- 4 価格競争方式
 - ◆(選定段階で)資格、実績、成績を確認する

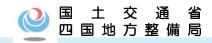
建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(1/2)



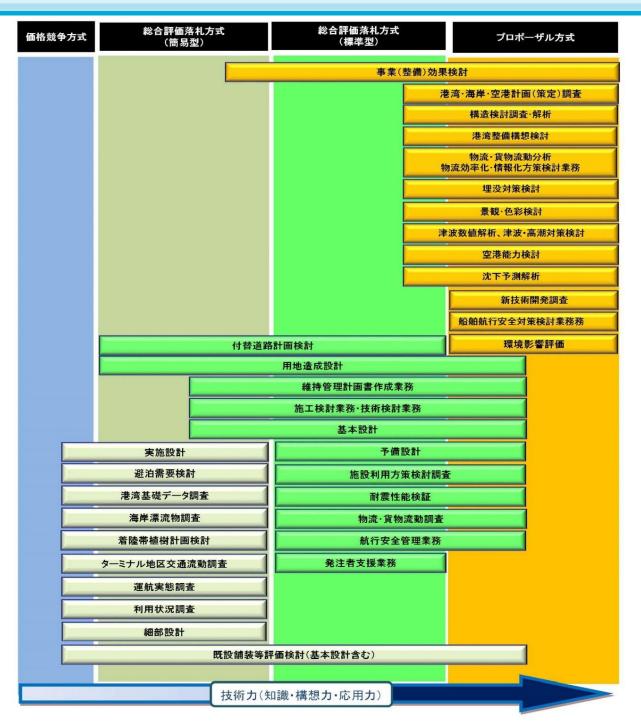
1)測量·調査



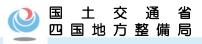
建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(2/2)



2)建設コンサルタント等



技術者の評価内容及び評価テーマの配点



【令和7年度】プロポーザル方式・総合評価落札方式における評価項目配点一覧表 (R7.10.1~)

※赤字は令和7年3月版からの更新

			ロホーサル万式・総合評価洛札			·	項目別	削配分			
i	評価項目		評価の着目点	公募型・簡易公募型 プロポーザル方式 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:3】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:2】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (簡易型) 実施方針あり	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (簡易型) 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:3】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:2】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (簡易型) (チャレンジ型)
	要資件格		術者資格等、 の専門分野の内容	10	10	10	10	10	10	10	10
配置	技術力	実業 (積務 10	○年度以降の同種又は類似業務実績の内容 (過去 ^{年度間)}	10	10	10	10	※同種・ 類似業務 の成績も 考慮	10	10	10
予定定	(水集報 3)	精地 (10)	○年度以降の当該事務所周辺での業務実績 (過去 ^{年度間)}	-	_	-	-	-	-	-	-
理技術者	専	粉出	去4年度間の地方整備局、沖縄総合事務局及び国 技術政策総合研究所発注(ともに港湾空港関係) 業務成績	20	20	20	20	20	-	-	-
ō	門技術力	優良表彰	四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラブロジェク 優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会 四国支部、土木学会四国支部における表彰の有無 (過去4年間) 四国地方整備局 (港湾空港関係) との災害協定に基づく活動 譲に対する表彰又は感謝状の有無 (過去1年度間)	10	10	10	10	10	-	_	-
	賃	責上げの実施	iを表明した企業等(※4 ※5)	-	15	15	10	5	10	10	5
		賃上げが未	達成の場合の減点措置(※6)	-	-18	-18	-12	-6	-12	-12	-6
			・バランス等を推進する企業の評価 D0.5%(小数2位を四捨五入) (外数)	1.1	1.2	0.9	0.6	0.3	1.0	0.7	0.4
j	実施方針	業務理解	解度 目的、条件、内容の理解	_	20	-	20	_	20	20	20
実	施フロー	実施手	実施手順の妥当性	_	15	_	15	_	15	15	15
	工程表	天旭士	^牌 業務量把握の妥当性	_	15	_	15	_	15	15	15
	その他	その作	重要事項の指摘	_							
	全体		評価テーマ間の整合性 (※2)	_	_	_	_	_	_	_	_
評価			地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価	30	10	20			10	10	
四(特定) テーマ	7°	的確性	性 問題点 (課題) 、着眼点、解決方法等が適切かつ論 理的に整理されており、本業務を遂行するにあたっ て有効性が高い場合に優位に評価	55	20	35			20	20	
テ	1 定	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価 1:	55	20	35			20	20	
ーマ		大坑	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている 場合に優位に評価	30	10	20			10	10	
に対	デ へ	的確性	- 同上	_	10				10		
す	一特評		同上	_	20				20		
る	マ定価	実現性	- 同上	_	20				20		
		夫現1	同上	_	10				10		
			合計	221.1	236.2	175.9	110.6	65.3	201.0	140.7	75.4
		技術評価点	(合計に対する相対評価換算)		60	60	60	60	60	60	60
			履行確実性		0	0	0	0	0	0	0

^{%1}: 基本、評価テーマは標準型 (1:3) の場合は2項目、標準型 (1:2) の場合は1項目を求めるものとする。

^{※2: 「}評価テーマ間の整合性」の評価は、評価テーマが2つ以上ある場合に限り、必要に応じて追加することができる。

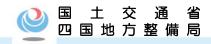
^{※3:「}情報収集力」の評価は、当該業務内容を勘案し、追加設定を可能とする。なお、配点については評価ウェートを逸脱しない範囲で配点すること。

^{※4: 「}賃上げの実施を表明した企業等」の評価にかかる配点について、「実施方針の提出を省略する試行」による発注の場合も上記と同じ配点とする。

^{※5: 「}賃上げの実施を表明した企業等」の評価にかかる配点について、発注者支援業務(水中部施工状況確認業務含む)にかかる配点は5点とする。

^{※6: 「}賃上げの実施を表明した企業等」の評価のうち、未達成の場合の減点措置にかかる配点。なお、発注者支援業務(水中部施工状況確認業務合む)にかかる減点は6点とする。

総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)



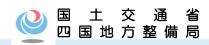
※赤字は令和7年3月版からの更新

担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式 (簡易型及び標準型)による建設コンサルタント等業務及び測量・調査業務の一部(各事務所数件程度)において、企業・技術者 の成績・表彰を評価の対象としないチャレンジ型の試行を実施する。

【参加表明時	点】		総合評価落材	·L方式(標準)	総合評価落札	方式(簡易型)
評価内容	評(西着目点	通常	チャレンジ型	通常	チャレンジ型
		登録部門	5	5	5	5
	次协。中结年	同種・類似実績	9.5	9.8	9.5	9.8
	資格・実績等	災害協定	1	評価しない	1	評価しない
企業評価		WLB等推進	0.5	0.2	0.5	0.2
	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
	以限・衣 彩	表彰	5	評価しない	5	評価しない
	資格·実績等	技術者資格	5	5	5	5
配置予定管 理技術者評	貝恰・夫棋寺	同種・類似実績	10	10	10	10
理技術有評 価	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
		表彰	5	評価しない	5	評価しない
計			101	30	101	30

【技術提案時	点】		総合評価落材	1方式(標準)	総合評価落札	方式(簡易型)
評価内容	評価	西着目点	通常	チャレンジ型	通常	チャレンジ型
	資格・実績等	技術者資格	10	10	10	10
配置予定管 理技術者評	具作 天積寺	同種・類似実績	10	10	10	10
性权制有計 価	成績・表彰	成績	20	評価しない	20	評価しない
	及積・衣撃	表彰	10	評価しない	10	評価しない
	業務理解度	目的、条件、内容	20	20	20	20
実施方針	実施手順	実施フロー	15	15	15	15
	关心于顺	工程計画	15	15	15	15
	的確性	整合性	10	10	1	_
評価テーマ	日7 1年 1工	有効性	20	20	I	_
計画ナーマ	実現性	説得力	20	20	1	_
	关切性	根拠明示	10	10	1	_
賃上げの実施	を表明した企業	· 特	15	10	10	5
賃上げが未達	成の場合の減点	告置	-18	-12	-12	-6
WLB等推進			0.9	0.7	0.6	0.4
計			175.9	140.7	110.6	75.4

実施方針の提出を省略する試行の実施(1/2)



令和2年度より「簡易な実施方針」を試行しているが、働き方改革の一環として、提出資料作成の更なる負担軽減を図るため、令和6年度より新たに「実施方針の提出を省略する試行」を実施する。なお、本試行の実施にあたり、「簡易な実施方針」は廃止する。

【試行内容】

※赤字は令和7年3月版からの更新

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、評価項目のうち、実施方針にかかる部分の提出を省略する試行を実施する。

【対象業務】

プロポーザル方式:原則、全ての業務に適用総合評価落札方式(標準型):原則、全ての業務に適用

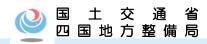
総合評価落札方式(簡易型):本試行を選択可能

※チャレンジ型を適用する場合は、本試行は重複して適用しない。また、発注者支援業務は本試行を適用しない。

【技術提案時点】

			プロポー	ザル方式	総合評価	落札方式(標準	೬型)1:2	総合評価	落札方式(簡易	見型) 1:1
評価内容		評価着目点	通常	実施方針を 省略する試行	通常	実施方針を 省略する試行	チャレンジ型	通常	実施方針を 省略する試行	チャレンジ型
		技術者資格	10	10	10	10	10	10	10	10
配置予定管	資格・実績等	同種・類似実績の有無	10	10	10	10	10	10	20	10
理技術者評		同種・類似実績の成績	_	_	_	_	_	_] 20	_
価	光 体 主於	成績	20	20	20	20	評価しない	20	20	評価しない
	成績・表彰	表彰	10	10	10	10	評価しない	10	10	評価しない
	業務理解度	目的、条件、内容	20	評価しない	20	評価しない	20	20	評価しない	20
実施方針	実施手順	実施フロー	10	評価しない	15	評価しない	15	15	評価しない	15
天旭刀到	关 爬于順	工程計画	10	評価しない	15	評価しない	15	15	評価しない	15
	その他		10	評価しない	_	評価しない	_	_	評価しない	_
	的確性	整合性	20	30	10	20	10	_	_	_
評価テーマ	的唯注	有効性	40	55	20	35	20	_	_	_
許加ナーマ	実現性	説得力	40	55	20	35	20	_	_	_
	天况性	根拠明示	20	30	10	20	10	_	_	_
賃上げの実施	を表明した企業	—————————————————————————————————————	_	_	15	15	10	10	5	5
賃上げが未達	成の場合の減点	 措置	_	_	-18	-18	-12	-12	-6	-6
WLB等推進			1.1	1.1	0.9	0.9	0.7	0.6	0.3	0.4
	合計		221.1	221.1	175.9	175.9	140.7	110.6	65.3	75.4

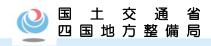
実施方針の提出を省略する試行の実施(2/2)



実施方針の提出を省略する試行において、総合評価落札方式(簡易型)の場合のみ、配置予定管理技術者の同種・類似実績の評価を見直し、評価点配点を10点から20点に増やしたうえで、同種・類似実績の有無に加えて、役職及び請負業務成績評価点(技術者評価点)により以下のとおり評価を行うものとする。

	同種業務		同種業務		類似業務		類似業務	
	管理技術者		担当技術者		管理技術者		担当技術者	
	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点
1	80点以上	20						
2	79点以上80点未満	19						
3	78点以上79点未満	18						
4	77点以上78点未満	17						
⑤	76点以上77点未満	16						
6	75点以上76点未満	15						
7	74点以上75点未満	14						
8	73点以上74点未満	13						
9	72点以上73点未満	12			80点以上	12		
10	71点以上72点未満	11			79点以上80点未満	11		
1	70点以上71点未満	10	80点以上	10	78点以上79点未満	10		
12	69点以上70点未満	9	79点以上80点未満	9	77点以上78点未満	9		
13	68点以上69未満	8	78点以上79点未満	8	76点以上77点未満	8		
14)	67点以上68点未満	7	77点以上78点未満	7	75点以上76点未満	7		
15	66点以上67点未満	6	76点以上77点未満	6	74点以上75点未満	6	80点以上	6
16	65点以上66点未満	5	75点以上76点未満	5	73点以上74点未満	5	79点以上80点未満	5
1			74点以上75点未満	4	72点以上73点未満	4	78点以上79点未満	4
18			73点以上74点未満	3	71点以上72点未満	3	77点以上78点未満	3
19			72点以上73点未満	2	70点以上71点未満	2	76点以上77点未満	2
20			71点以上72点未満	1	69点以上70点未満	1	75点以上76点未満	1
21)	65点未満又は実績なし	0	71点未満又は実績なし	0	69点未満又は実績なし	0	75点未満又は実績なし	0

技術者資格の評価項目(1/2)

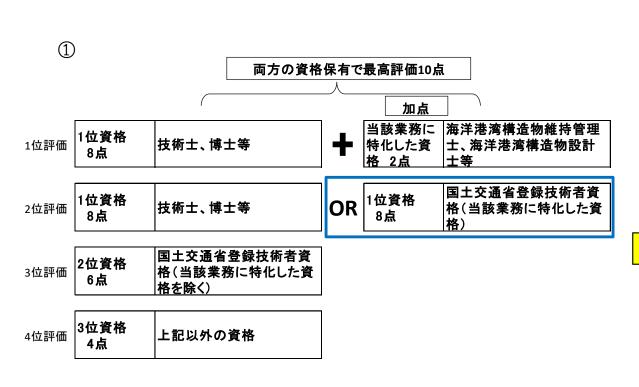


※国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合

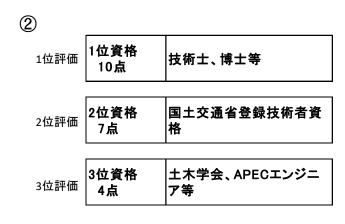
- > 最高点評価は、「1位資格(技術士等)」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- ▶ 次点評価は、「1位資格(技術士等)」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

技術者資格の評価方法

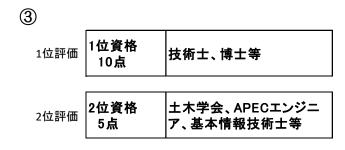
国土交通省登録技術者資格を適用する業務(①)



国土交通省登録技術者資格を適用する業務(②)

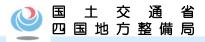


国土交通省登録技術者資格を適用しない業務(③)



- ①:国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合の配点(1位・2位・3位・4位評価)
- ②:国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位・3位評価)
- ③:国土交通省登録技術者資格を適用しない業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位評価)

技術者資格の評価項目(2/2)



技術者資格の評価区分表

_				—	i																																											
																									技術者質	資格要件																						
					技術:	i+		博	博士					土木学会	⇒土木技	術者				#	土木施工管理 技士			R/	CCM			A P	公共工品質確			7	港湾海洋	羊調杏士			水路測量	地	海洋・	海洋	空	海井	海上	基本	○補	補収度	環境	測量士
					141			士 (業	_					Living	(Living)	M3 - 84					技士			***	70112			E	技術				E 179 149	B1 III			技術	地質調査	. 进		空港土木施設点検評価技士	海技士(航海)5級以上	海上工事施工管理技術	基本情報技術者	(営業補償・特殊補償部補債業務管理士	は業	環境計量士	+
			、総建合	(総 環合	○総 水合	建明	泉水		産	特別	コ上 :	コ上コール	コ上に	コ上	上:	コ1 :	コ1:		コ 1 1 概	1	1 級	港湾	毎河	建二	土質質	地 積施質 算工	水産	ェン	I	П	総合	深浅	危险	土質	環接	気象	沿港湾	- 査 技 士	港湾構造物維持管理	港湾構造物設計士	施設	航海	施工	技術	(黄管 ・理	事管業理	±	
番号	大区分	小区分	是 技) 術	墙 技 ;	産技	建筑绵绵	環 水産部門 門	該当	÷	上級	スペース	ス ス B 海 A	I 版 I ス ()ス A 地 I	一般の地盤	上級(左記以外	一級(記 ス 人流域	- 数 ス の B 海	ス〜し	一級 ス〜		8X	及 .	チバ ・ へ 毎砂	建設環境部門	及音び『	地 積施	· ±	ジ			部門	測量	危険物探査部門	· H	99		1 1		造物	造物	点検	5	管理	者	特士学殊	損士	(濃度関係	
			SE:	3))術 監理	P	الالم	する		**	域	岸	盤	盤	左記り	域・	岸	盤・	B地 盤	左記以		空港	学防 部及	部	基礎	一	部	ニア				部門	查	地質調査部	部門	象	級。		維持	設計	評価	級以	技術		補資	部物門件	関	
			理部門	部門	部門	47	47	分野			都市	海洋	基礎	基礎	外	都市	海洋	基礎	基礎	外		部門	可び	1	部門	工設備						''	P9	査部	''	查					技士	上	者		部門	一部門	<u> </u>	
			1,	"	"	47	47	0			<u>""</u>	÷	• 9	***E		Ü	÷	- T	***E			"			'	備及								FF		PT PT			±						<u> </u>	<u> </u>		
								₩6				4. 7				w.1	w1									及 び												14/5			wo					A 7	wo	
1	港湾・海岸・空港	深浅測量	1		_	①	4	樂也	_	3		※ 1		-			※ 1	-	-	3	_		※ 1	-	-	—	-	3		_	①特 (① 特				-	① 特	₩7	+-	₩	※2			_	7		* 3	
2	港湾・海岸・空港		0	$\neg +$	_	0	+	+	+	3		2	\pm			-	2	\dashv	_	3	_		2	+	\top	+	+-	3	$\neg +$	\top	W19	W19	\neg	\sqcap	\dashv		①特		+	+	\vdash	\vdash	\neg	,—†	-	. —	\dashv	
3	港湾・海岸・空港		0	-		0	\top	+	+ -	3		2	\neg		_	-	2	\neg		3			2	\neg			†	3	-		-	\neg	1	\vdash					+	+	+-	$\vdash \vdash$	-	, — †	. —	. —	7	0
4	港湾・海岸・空港			1			①	+	1	3		2	\neg				2			3				2		\neg	\dagger	3	$\neg \top$	1	① 特	\neg			① 特			+	\top	+	\vdash	\Box		, —	, —	. 🕇	3	
5	港湾・海岸・空港			1			①		1	3		2					2			3			_	2				3			①特				① 特									ı			3	
6	港湾・海岸・空港	工事環境監視	0	①		① (I	①		1 '	3	2	2			3	2	2			3		2	2	2			1	3		1	① 特				① 特									\Box			\Box	
7	港湾・海岸・空港	底生生物調査	0	①		① (I	①			3	2	2	\Box		3	2	2	\Box		3		2	2	2				3	\Box	- 1	① 特				① 特		\Box							ı				
8	港湾・海岸・空港	気象・海象調査業務	1			0				3	2	2			3	2	2			3		2	2					3		- 1	① 特					① 特								\Box				
9	港湾・海岸・空港	磁気探査·潜水探査	1			1		I	\square'	3	2	2				2	2			3			2					3		-	①特		① 特						I					\Box				
10	港湾・海岸・空港	土質調査	1			1		L		3	2	2	2				2	2	2	3			2		2 (2		3	$\perp \downarrow$	(① 特			① 特				2										
11	港湾・海岸・空港	予備設計	0	$\perp \perp$		1		0		3		2				_	2			3			2				I	3	\perp				لـــــا	ш						4 ①特		Ш		لـــــّــ				
	港湾・海岸・空港		0	$\perp \perp$		1	\perp	1		3		2				-	2			3			2					3	$\perp \perp$				\longrightarrow	\sqcup					① 特 ※			igsqcup						
	港湾・海岸・空港		1	<u> </u>		1		1		3		2	_			-	2			3			2				ــــــ	3					ш	\sqcup				_		4 ①特		ш		Ш				
	港湾・海岸・空港	-	1	$oldsymbol{\sqcup}$		1		0		3	_	2	_		_	-	2			3			2				↓	3					ightharpoonup	${\displaystyle igspace }$	\rightarrow		$\perp \!\!\! \perp$			4 ①特		ш	$ \bot $	Щ.	\longrightarrow			
	港湾・海岸・空港		0	\dashv		0	+	1		3	_	2	\rightarrow				2	_		3			2	_	$-\!\!\!\!\!+$	\rightarrow	₩.	3	\rightarrow		\rightarrow	\longrightarrow	\longrightarrow	\longmapsto	\rightarrow	\dashv	$-\!$	_	_	4 ①特		\sqcup		\longrightarrow	\rightarrow		-	
	港湾・海岸・空港		0	\dashv		0	+	0		3	_	2	\dashv				2	\dashv		3			2	\rightarrow	-	$-\!$	┼	3	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\longrightarrow		\vdash	\rightarrow	\dashv	$-\!\!\!\!\!+\!\!\!\!\!\!-$	+		4 ①特		\sqcup	\rightarrow	<u></u>	\rightarrow	.—+	\rightarrow	
	港湾・海岸・空港		0	\vdash		0	+	0		3		2	+				2	\dashv		3			2	+	+	-	┼	3	\dashv	+	\rightarrow	\rightarrow	\longrightarrow	\leftarrow	\rightarrow	+	-	+	①特※	4 ①特	4	\sqcup	\rightarrow	\longrightarrow	\rightarrow	.—	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港		0			0	_	0		3		2	\rightarrow				2	\rightarrow		3			2	_	$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!-$		┼	3	\dashv	-+	\rightarrow	\rightarrow	\longrightarrow	\longmapsto	\rightarrow	\dashv		-	—	+-	 	\sqcup	\longrightarrow		\rightarrow	.—+	\rightarrow	
	港湾・海岸・空港	_		1			0	0		3	2	2	\dashv		_	2	2	\dashv		3			2	2	+	$-\!$	₩	3	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\longrightarrow	\vdash	\vdash	\rightarrow	\dashv	$-\!\!\!\!\!+\!\!\!\!\!\!\!\!-$	-	—	+	₩.	\sqcup	\rightarrow	\longrightarrow	\rightarrow	.—+	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港		0	\dashv		0	+	0		3			+		3	_	-	\dashv	_	3		2	2	+	+	+	₩	3	\dashv	-+	\rightarrow	\rightarrow	\longrightarrow	\longrightarrow	\rightarrow	\dashv	+	-	—	$+\!-\!$	₩	$\vdash \vdash$	\rightarrow	\longrightarrow	\rightarrow	.—+	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港		0	\dashv	-	0	+	0		3		2	+			_	2	\rightarrow	_	3			2	+	+	+	$+\!-$	3	\dashv	+	\rightarrow	\rightarrow	-	\vdash	\rightarrow	+	+	+	+	+	₩	$\vdash \vdash$	\rightarrow	\longrightarrow	\rightarrow	.—+	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港港湾・海岸・空港		0			①	_	0		3		2	+				2	+		3			2	2	+	$+\!-$	+-	3	-+	+	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\vdash	\rightarrow	+	+	+	+	+-	+-	\longrightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	.—+	\rightarrow	
	港湾・海岸・空港港湾・海岸・空港		① ①	1		① (I	0	0		3		② ②	+				2	+		3			2	2	+	+-	+-	3	\dashv	+	\rightarrow	\rightarrow	-	\vdash	+	+	+	+	+-	① 特 ※5		\vdash	\rightarrow	,—	-+	.—	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港		0	-+		0	+	0		3		(E)	+		3	(2)	(2)	+		3		2	(Z)	+	-	+-	+-	3	-+	-+	\rightarrow	\rightarrow	-+	\vdash	-+	-+	+	+-	+-	W197KU	+-	①	0		-+	.——	\rightarrow	-1
	港湾・海岸・空港		0	-+		0	+	0		3		-+	+		3	-+	+	+		3		2	+	+	+	+	+-	3	\dashv	-+	+	\rightarrow	-	\vdash	+	+	+	+	+-	+-	+-	0	w	\rightarrow		. — —	\rightarrow	-
_	港湾・海岸・空港		0	-+		0	+	-	4-	3		+	+		3	+	+	+	_	3		2	+	+	+	2	_	3	-+	+	-+	\rightarrow	-+	\vdash	-+	+	+	+	+	+-	+	<u>u</u>	\rightarrow	\rightarrow		. — —	\rightarrow	-1
_	港湾・海岸・空港		0	-		0	+	0	_	3		2	\dashv		_	2	2	\dashv	_	3			2	\rightarrow	2		+-	3	-	+	-+	-+	-+	\vdash	-+	-+	+	+	① #	i ①特	2	\vdash	\rightarrow	,—+	.—	. —	\rightarrow	-
	港湾·海岸	維持管理計画書作成業務	0	\dashv		0	+	0		3		2	+		_	-	2	+		3		_	2		2	+	+-	3	\dashv	+	\rightarrow	\rightarrow	-	\vdash	-	-	+	+		i ①特		\vdash	\rightarrow	.—+	.—	. —	\rightarrow	-
_	港湾・海岸・空港		0	-		0	+	0		②'			+		②'	6	(e)	+		②'		6	C	_	2	+	+-	@'	-	+	\rightarrow	\rightarrow	-	\vdash	-	-	+	+	W1-	W IS	+-	\vdash		@'	.—	. —	\rightarrow	-
	港湾・海岸・空港		0	-		0	+-	0		②'	一	-	\dashv		②'	-+	\dashv	-		②'	\dashv	-	+	+	+	+	+-	②'	-	-+	-+	\dashv	-	\vdash	-	-	\dashv	+	+-	+-	+-	\vdash			.—	②'	\rightarrow	
_	港湾・海岸・空港		0	_		0	①	_		3	\Box	-	\dashv		3	-	\dashv	\dashv		3		2	+	+	_	+	②'	3	-	-	-	\rightarrow	-	\vdash	-	-	-	+	+	+-	+	\vdash	\rightarrow	, — †	②'	. —	\rightarrow	-1
	港湾・海岸・空港		0		_	0				0	$I \rightarrow$		\dashv		0	\neg	\neg	\neg	_	_		2	\neg	\neg				0	1	0	\neg	\neg		\sqcap		\neg		1	1	+	\vdash	\Box	-	, — †		. —	\neg	-1
	港湾・海岸・空港		0	ı		0	\top	+	+ -	0			=		0							2	-	-	-		+	0		0		-	,	-				+	+	+	+-	\vdash	-	, — †		. 🛨	\neg	-1
	港湾・海岸・空港		0	-	_	0	+	+	+	0		-	\dashv	_	0	-	\dashv	\dashv	_			2	\pm	\dashv		_	+	0		0	-	\rightarrow	-	\vdash	-	-	\neg	+	+	+-	${}^{+}$	\vdash	\neg	,—†	, —	. —	\rightarrow	
	港湾・海岸・空港		0	o		0	+	+	+ -	0	_		\dashv		0	-	-	-				②	\dashv	+	\dashv	+	+-	0	-	①	-	\rightarrow	-	\vdash	-	\dashv	\neg	+	+	+-	+	\vdash	\neg	,—†	, — †	. —	\rightarrow	\neg
	1015 1471 1210	**************************************					—								** W **					•		-															W 1 35											

単体での保有は1位資格。但し、①に加えて保有している場合は1位資格のみに加点(国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格) 港湾・海岸・航路・空港(空港においては、海域に関する業務)に関する業務のみ適用する。 1位資格 2位資格(国土交通省登録技術者資格) 2位資格(国土交通省登録技術者資格ではない)

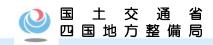
3位資格 加点しない ※1:海岸に関する業務のみ適用

※2:空港に関する業務のみ適用

※3:採水又は採泥を伴わない分析試験のみの業務に適用

※4:設計において維持管理に関する業務のみ適用 ※5:技術開発において設計に関する業務のみ適用

※6:全ての建設コンサルタント等業務に適用 ※7:業務内容に「解析等調査成果「総合的な解析」」を含まない場合のみ適用



プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価につ いて、表彰対象となる業務の範囲を明確化した記載に修正する。

見直し前

(令和6年3月迄)

·四国地方整備局等の業務 表彰、海外インフラプロジェク 卜優秀技術者賞、地盤工学 会四国支部、日本応用地質 学会中国四国支部、土木学 会四国支部における業務表 彰の有無(過去4年度間)

評価の着目点

•四国地方整備局(港湾空港 関係)との災害協定に基づく 活動実績に対する表彰又は 感謝状の有無(過去1年度間) 判断基準

- ・令和〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務において地方整備局、北海道開発局また は沖縄総合事務局発注の「建設コンサルタント等or測量・調査」業務における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本 業務が地質に関する業務の場合のみ)、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位 で評価する。
- ・令和〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受 けた経験がある者を下記の順位で評価する。
- ①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。
- ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外 インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受 けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。
- ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受け た者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文 賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実 績に対する部長等(部長、事務所長)からの表彰又は感謝状を受けた者。
- 4)上記以外

4)上記以外

見直し後

(令和6年4月から)



評価の着目点

四国地方整備局等の業務 表彰、海外インフラプロジェク ト優秀技術者賞、地盤工学 会四国支部、日本応用地質 学会中国四国支部、土木学 会四国支部における業務表 彰の有無(過去4年度間)

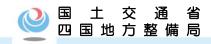
四国地方整備局(港湾空港 関係)との災害協定に基づく 活動実績に対する表彰又は 感謝状の有無(過去1年度間)

判断基準

- ・令和〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法又は海岸法に規定する施設に関する業務、開発保全航路に関する業務、又は、海域に関する業務 のうち、地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局発注の「建設コンサルタント等or測量・調査」業務における優秀建設技術者表彰を受けた経験 がある者、又は地盤工学会四国支部(本業務が地質に関する業務の場合のみ)、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における技術者 表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。
- ・令和〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受 けた経験がある者を下記の順位で評価する。
- ①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。
- ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外 インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受 けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。
- ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受け た者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文 賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実 績に対する部長等(部長、事務所長)からの表彰又は感謝状を受けた者。

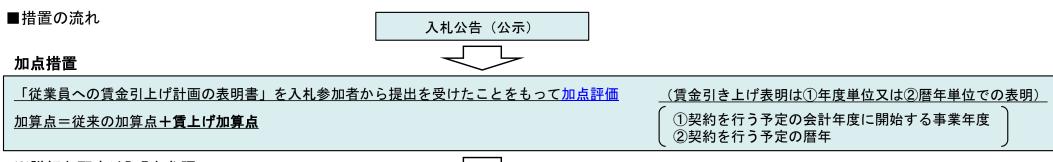
※下線部は、港湾・海岸及び開発保全航路等に関連する業務を対象に記載する

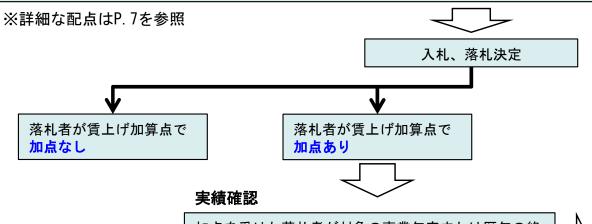
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて~」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、<u>賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置</u>などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、<u>賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。</u>

- ■適用対象:令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
- ■加点評価:事業年度または暦年単位で<u>従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価</u>において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- ■実績確認等:加点を受けた企業に対し、<u>事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認</u>し、<u>未達成の場合</u>はその後の国の調達において、 入札時に加点する割合よりも大きく減点。



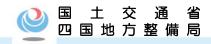


加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終 了後に<u>決算書等を契約担当官等へ提出</u>

賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、加点より大きな割合の減点

産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)



[経緯]

将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、次頁の「産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合 (確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】 評価対象期間〇〇年

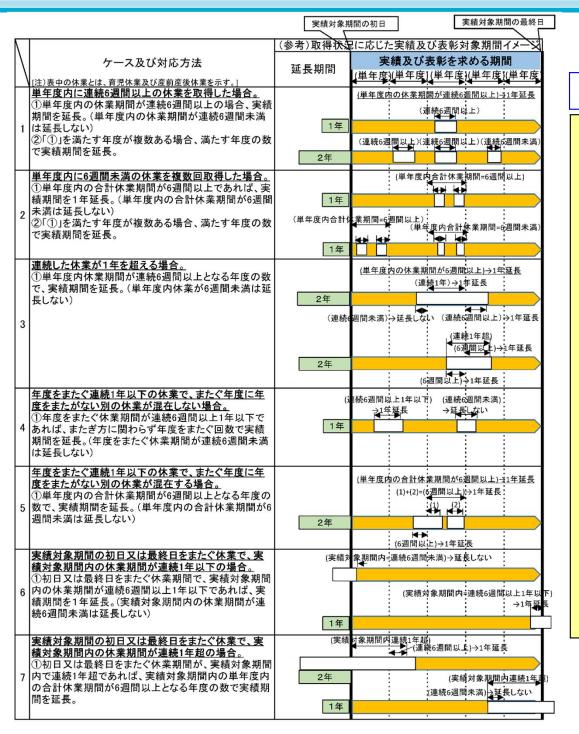
【本・育体取得による休業

これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間**【延長後** 】

評価対象期間○○年+休業期間に応じた期間 追加(年単位) 産休・育休取得 による休業

今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。



工事・業務(共通)

対象となる休業

- ・産前産後休業 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又 は第2項の規定による休業
- •育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2 条第1号に規定する休業

延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- 技術者の業務実績を求める期間(業務)
- 技術者の表彰対象期間(工事・業務)

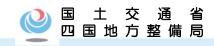
休業取得状況に応じた延長期間

・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得 状況に応じた延長期間を確認してください。

実績期間を延長する場合

・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料 (様式:休業期間の証明について)を提出してください。

参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行



※赤字は令和7年3月版

からの更新

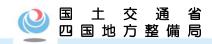
入札手続きの適正化や評価・審査ミスを防ぐために、参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行を実施する。なお、本資料は評価・審査を行う際に参考とするものであり、評価の対象とはしない。また、本資料の提出は任意として、提出がなかった場合でもペナルティはない。

別添	-1			(様式-15)
申請	者が算	I出した評価一覧表 業務の	名: 会社名:		
		評価項目	根 拠 ※該当箇所にチェック ② (任意)	選定時 or指名時 自己	入札時 or特定時 自己
	• 資		□登録あり□登録なし	採点	採点
	実格 績要 等件		□同種業務□類似業務	300000000000000000000000000000000000000	
経参 験加 及表		災害協定を締結した団体への所属	□所属あり □所属なし	***************************************	
び明 能者 力の	成 績	業務成績	□平均請負業務成績評定点 ○○点 □成績評定点なし	000000000000000000000000000000000000000	
	表彰	業務表彰	□ 1 位評価に該当する表彰 □ 2 位評価に該当する表彰 □ 3 位評価に該当する表彰 □表彰なし		
	ワーク	ウ・ライフ・バランス等を推進する企業の評価	□認定あり□認定なし		
配		技術者資格等	□1位評価に該当する資格 □2位評価に該当する資格 □3位評価に該当する資格 □4位評価に該当する資格		
置 経予 験定	資格要	参加表明書に提出した1件の同種or類似業務の技術 者評定点と従事役職の評価	□同種業務 □類似業務 □技術者評定点 ○○点 □管理技術者 □担当技術者 □65点未満又は実績がない		
及管び理	件 •	業務実績	□ 同種業務 □ 類似業務		
能技 力術 者		業務成績	□平均請負業務成績評定点 ○○点 □成績評定点なし		
の		業務表彰等	□1位評価に該当する表彰 □2位評価に該当する表彰 □3位評価に該当する表彰 □表彰なし		
賃上に	げの実施	飯を表明した企業等	□賃上げあり □賃上げなし		
賃上に	げに係る	る減点措置を通知された企業等への減点	□減点あり □減点なし		
ワーク	ナ・ライ	イフ・バランス等を推進する企業の評価	□認定あり □認定なし		
		合 計		0	0

※1. 本資料は評価・審査を行う際に参考とするものであり、評価の対象としない

※2. 本資料の提出は任意であり、提出がなかった場合でもペナルティはない

評価テーマに関する技術提案の様式見直し



評価テーマに関する技術提案の様式において、新たに問題点(課題)、着眼点、解決方法のそれぞれ3項目記 載することを明記し、それに合わせて様式の見直しを行う。

「現 行]

別添一2 (様式-2) 評価テーマに対する技術提案 評価テーマ1: $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ について

- ※ A4判1枚以内に記載すること。
- ※ 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確 に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- ※ 業者名を特定出来るような文字や写真等は、技術提案に記載しないこと。
- ※ 類似実績がある場合は、「業務名、TECRIS登録番号、業務内容」を記載すること。

「見直し〕

別添一2

(様式-2)

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1 : 0000000 について

地形、環境、地域特性などの与条件:○○○

問題点(課題)①:○○○

着眼点:〇〇〇 解決方法: 〇〇〇

提案内容を裏付ける類似実績など:

業務名:○○○業務

TECRIS番号: ○○○○○○○○○

業務内容: ○○○の○○○について○○○を行った。

問題点(課題)②:○○○

着眼点:〇〇〇 解決方法:〇〇〇

提案内容を裏付ける類似実績など:

業務名:○○○業務

TECRIS番号: ○○○○○○○○

業務内容: ○○○の○○○について○○○を行った。

問題点(課題)③:○○○

着眼点:〇〇〇 解決方法:〇〇〇

提案内容を裏付ける類似実績など:

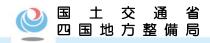
業務名:○○○業務

TECRIS番号: ○○○○○○○○○

業務内容:○○○の○○○について○○○を行った。

- ※ A4判1枚以内に記載すること。
- ※ 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確 に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- ※ 業者名を特定出来るような文字や写真等は、技術提案に記載しないこと。
- ※ 問題点 (課題) 、着眼点、解決方法は、3項目記載すること。
- ※ 類似実績がある場合は、「業務名、TECRIS登録番号、業務内容」を記載すること。

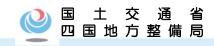
企業及び配置予定管理技術者の業務成績評価の細分化



企業及び配置予定管理技術者の業務成績評価について、現行の評価よりも細分化するように見直し、請負業務成績評定点1点ごとに評価点を設定することで、より細やかな評価を行う。

			評价	西点							
請負業務成績評定点	参加家	長明者		配置予定管理技術者							
(業務評定点/技術者評定点)	選定・	指名時	選定・	指名時	特定·i	評価時					
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後					
①80点以上(配置予定管理技術者の場合は、 直近の2年度間連続して平均80点以上の場合も評価)	30	30	30	30	20	20					
②79点以上80点未満		28		28		19					
③78点以上79点未満		26		26		18					
④77点以上78点未満	24	24	24	24	16	17					
⑤76点以上77点未満		22		22		16					
⑥75点以上76点未満		20		20		15					
⑦74点以上75点未満		19		19		14					
873点以上74点未満		18		18		13					
972点以上73点未満	18	17	18	17	12	12					
⑩71点以上72点未満		16		16		11					
①70点以上71点未満		15		15		10					
⑫69点以上70点未満		14		14		9					
⑬68点以上69点未満		13		13		8					
⑭67点以上68点未満	12	12	12	12	8	7					
1566点以上67点未満		11		11		6					
1665点以上66点未満		10		10		5					
①60点以上65点未満又は実績がない場合	0	0	0	0	0	0					
なお、平均が60点未満の場合は選定しない。	選定しない	選定しない	選定しない	選定しない							

災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行)



頻発する災害に備え、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資する支援体制の強化を図ることを目的として、 令和6年度より新たに四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する 包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して、加点を行う。

【試行内容】

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して、加点を行う。

【対象業務】

原則、全ての公募型・簡易公募型競争入札方式に適用 (ただし、チャレンジ型は除く)

【評価基準】

評価対象 : 選定時・指名時

評価項目: 企業評価 - 地域貢献度

評価の着目点 : 四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結

した団体に所属している者(申請書提出日時点で評価)

判断基準 : ① 上記団体に所属している(1点)

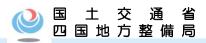
② 上記団体に所属していない(0点)

【参考】R6.4.1時点

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書(R4.12.13)」を 締結している団体は以下のとおり

- •一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部
- •四国港湾空港建設協会連合会
- •一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部
- •全国浚渫業協会関西支部

- •一般社団法人日本潜水協会
- •一般社団法人海洋調査協会
- 一般社団法人港湾空港技術コンサルタンツ協会



- ○R6年4月1日以降に入札公告を行う土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ。
- ○R6年4月1日以降に入札公告を行う以下の業務を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等(もしくは、 諸経費)の算入率を0.50へ引き上げ。

土木関係建設 コンサルタント 業務	範囲	改定時期		H19.4~	H22.4~	H23.4~	H28.4∼	H29.4.1~	R6.4.1~
		予定価格の		60%~80%	60%~80%	60%~80%	60%~80%	60%~80%	60%~81%
	計算式	直接人件費	× 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
		直接経費	× 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
		その他原価(技術経費※1)	× 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90
			× 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	0.45	0.48	<u>0.50</u>

※1.2は、~H23.3まで

60%~82%
1.00
1.00
<u>0.50</u>

補償関係コンサルタント		改定時期		H19.4~	H22.4~	H23.4~	H28.4~		R6.4.1~
	範 囲	予定価格の		60%~80%	60%~80%	60%~80%	60%~80%		60%~81%
	計質	直接人件費	× 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
業務		直接経費	× 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
		その他原価(技術経費※1)	× 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90		0.90
		一般管理費等(諸経費 ^{※2})	× 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	0.45		<u>0.50</u>

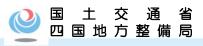
※1,2は、~H23.3まで

地質調査業務		改定時期	H19.4~	H22.4~	H23.4~	H28.4~	H31.4.1∼	R6.4.1~
	範 囲	予定価格の	2/3~85%	2/3~85%	2/3~85%	2/3~85%	2/3~85%	2/3~85%
	=1	直接調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	算式	間接調査費 × 算入率	1.00	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90	0.90
		解析等調査業務費 × 算入率	0.70	<u>0.75</u>	0.75	0.80	0.80	0.80
		諸経費 × 算入率	0.30	<u>0.40</u>	0.40	0.45	0.48	<u>0.50</u>

[・]アンダーラインは改定箇所

[・]計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

総合評価落札方式(落札者の決定方法)



落札者の決定方法

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- ・評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。
- ・評価値の算出方法は下記のとおりとする。

評価値 = 価格評価点+技術評価点

価格評価点と技術評価点の配分=1:1 ~ 1:3 (価格評価点20~60点:技術評価点60点)

価格評価点 = $20\sim60\times(1-\lambda 1)$ 入札価格/予定価格)

技術評価点 = 60×技術評価の得点合計点/技術評価の配点合計点

※評価点は小数点第4位(第5位切り捨て)とする。

技術評価点の評価項目例

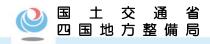
・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針

・技術提案 : 評価テーマに対する提案

・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野

・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

第三者照査の試行(1/2)



(1)第三者照査の試行の導入

低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づける。

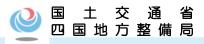
(2)試行対象業務

- ①予定価格が1,000万円を超える業務:調査基準価格を下回る価格で契約した業務
 - → 低入札価格調査期限末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得(第8条第1項第十一号)」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。
- ②予定価格100万円超~1,000万円以下の業務:調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務
 - → 照査計画に基づく照査実施計画書までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。
 - ※ ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の 定めの無い業務は除く。

(3)第三者照査技術者資格と実績

第三者照査に求められる資格及び実績:予定照査技術者又は予定管理技術者に準ずるものとする。

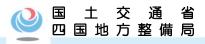
第三者照査の試行(2/2)



(4)実施についての留意点

- ① 第三者照査の企業に要求される資格として
 - ア. 予算決算及び会計令第70条、71条に該当しないこと。
 - イ. 建設コンサルタント業務等にかかる競争参加資格の決定を受けていること。
 - ウ. 指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ. 受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること。
 - オ. 過去5年間に受注者と請負関係が無いこと。(元請・下請及び照査の受注を含む)
 - カ. 当該年度において、四国地方整備局における建設コンサルタント業務等で低入札受注が無いこと。
 - キ. 守秘義務を遵守可能な者。
- ② 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査 実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。
- ③ 成果物に瑕疵がある場合、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。
- ④ 打合せへの立会い
 - 第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了時の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告するものとする。
- ⑤ 第三者照査技術者のTECRIS登録 調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は出来ない。
- ⑥ 罰則

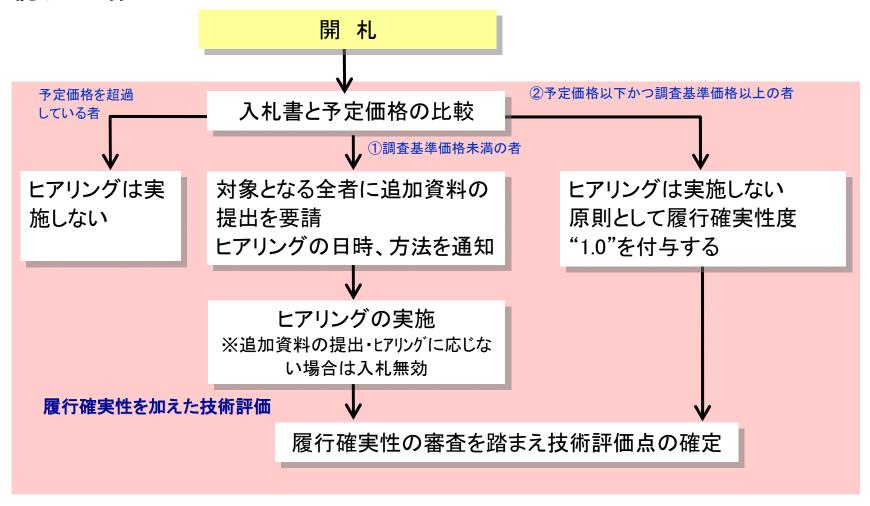
業務完了通知書提出までに、第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点 する。

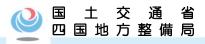


(1)履行確実性評価の導入

- ・総合評価落札方式における技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- ・対象業務:総合評価落札方式にて実施する業務のうち、予定価格が100万円を超える業務

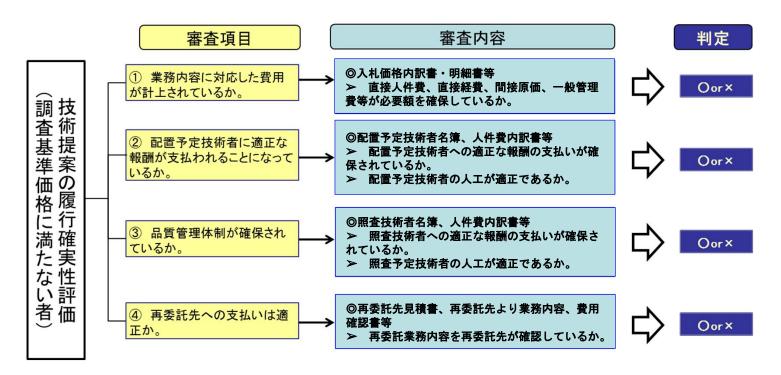
(2)手続きの全体フロー



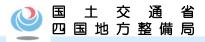


(3)履行確実性の評価方法 (入札価格が調査基準価格に満たない者) 追加資料及びヒアリングにより、4項目を審査したうえで、5段階「A~E(0~1.0)」で履行確実性度を付与する。

<履行確実性評価の審査項目等>

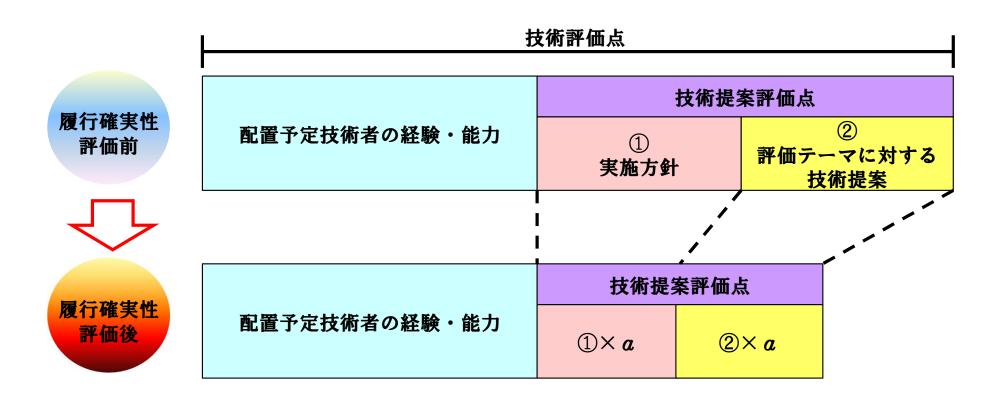


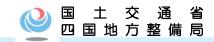
「O」とした 項目数	評価	履行確実性 度
4	Α	1.0
3	В	0.75
2	С	0.5
1	D	0.25
0	E	0



<評価方法>

「技術評価点」=(配置予定技術者の経験・能力)+(履行確実性評価前の技術提案評価点)× a(履行確実性度)





工事・業務に係る発注見通しの公表は、従来四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行ってきたところであるが、よりきめ細かいタイミングで公表を行っていき、全国的な課題となっている不調・不落対策に努める。

公表ツール

- 1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング https://www.pa.skr.mlit.go.jp/
- 2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表 https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/ (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
- 3. 入札情報サービス → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表 https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)

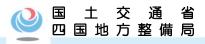


港湾空港関連入札·契約情報



入札情報サービス

入札時業務費内訳書の提出(試行)



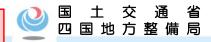
令和7年4月1日以降に公示・公告を行う案件より、業務の第1回入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める試行を実施する。業務費内訳書提出は任意とする。なお、プロポーザル方式については対象外とする。

入札説明書記載案

- 〇. 業務費内訳書の提出(試行)
 - (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。 電子入札システムによる入札を行う場合には、電子メールにより送付すること。ただし、郵送による場合又は紙による入札を行う場合には、業務費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
 - (2) 業務費内訳書の様式は自由とする。(特記仕様書の業務内容欄及び別途開示する見積参考資料の構成に対応した項目、単位、数量、単価及び金額を明らかにすること。)
 - (3) 業務費内訳書は参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、業務費内訳書の提出は任意とする。

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価

【R7.10~新規追加】



国土交通省においては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組を実施している。 港湾関係業務では、<u>令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価</u>する取組を実施する。

選定(指名)段階

評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験 及び能力	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)認定企業)・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.2~0.5

特定(入札)段階

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バラ ンス等を推進する企 業として法令に基づ く認定を受けた企業 その他これに準ず る企業等の評価	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.3~1.2

※WLB等を考慮した総合評価落札方式の詳細な配点例については、本資料 P8~10 に掲載